

長野県地球温暖化対策条例施行規則をここに公布します。
平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第22号

長野県地球温暖化対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(再生可能エネルギー)

第2条 条例第2条第5号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるエネルギーとする。

- (1) 水力（水力発電所の原動力として用いられる場合にあつては、水路式の水力発電所の原動力として用いられる水力）
- (2) バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（第5号において「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱
- (3) 風力
- (4) 地熱
- (5) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（第1号の水力以外の水力及び原子力を除く。）
(アイドリング・ストップの実施の特例)

第3条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車を当該緊急用務のため使用する場合
- (2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

地球環境課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第23号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「帳簿」を「帳簿（前項の規定による記録が行われた同項に規定するファイル又は磁気ディスクを含む。）」に、「3年間」を「5年間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて表示されるときは、当該記録をもつて条例第13条の規定による帳簿への記載に代えることができる。

附 則
この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

水環境課生活排水対策室

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第24号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

「	(7) ねじ測定試験	1	3,500	」を
「	ウ 非接触三次元形状測定機によるもの (7) ねじ測定試験	1	3,500	」に、
「	(5) エックス線画像処理試験	1	2,400	」を

「	(5) エックス線画像処理試験	1件	2,400	」	に、
	(6) マイクロフォーカスエックス線透過試験	1測定箇所	3,700		
	ア 透過撮影によるもの				
	イ CT撮影によるもの	”	7,500		
「	エ その他の試験	1件	1,800円以上 12,000円以下 の範囲内で知 事が定める額	」	を
「	エ 信号特性試験	1件	5,400	」	に改め、同表の食品の項中
	オ その他の試験	”	1,800円以上 12,000円以下 の範囲内で知 事が定める額		
	(3) 撮影情報 撮影情報解析試験				
	ア 単純撮影素材	”	20,000		
	イ 特殊撮影素材	”	25,000	」	
「	4,400」	」	2,800」	」	を「
「	エ ガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	”	22,000	」	を
	オ 熱分析装置によるもの	”	5,700		
「	エ ガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	1件1成分	22,000(成分 の数が2以上 である場合に あっては、22, 000円に1を 超える成分の 数に2,800円 を乗じて得た 額を加えた額)	」	に、「粘度分布」を「粒度分布」に、
	オ 熱分析装置によるもの	1件	5,700		
「	(9) 音質評価試験	”	2,400	」	を
「	(9) 音質評価試験	”	2,400	」	に改める。
	(10) 床反力測定	”	2,200		
	(11) 動作計測				
	ア 二次元計測による場合	”	1,900		
	イ 三次元計測による場合	”	3,000		
(12) 眼球運動測定	”	2,400	」		

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

産業技術支援課

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第25号

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県工科短期大学校管理規則(平成6年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、期間及び受講料の額」を「及び期間」に、「公告する」を「定める」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 専門短期課程の受講料の額は、278円に訓練時間数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

雇用・人材育成課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第26号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「その都度公告」を「82円に訓練時間数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

雇用・人材育成課

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第27号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則(昭和26年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則

第1条及び第2条を削る。

第3条の見出しを削り、同条中「通訳案内業法及び省令」を「通訳案内士法(昭和24年法律第210号)及び通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)」に改め、同条を本則とする。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

観光・物産振興チーム

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第28号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道403号の項を次のように改める。

一般国道403号	一般国道292号との交差点(中野市大字吉田字立石木122番地先)から県道中野豊野線との交差点(中野市大字七瀬字前田89番の2地先)まで	両側各50メートル以内
----------	---	-------------

別表第2の県道中野小布施線の項及び上高井郡小布施町道406号線の項から上高井郡小布施町道668号線の項までを削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築管理課土地・景観室

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第29号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

第1条 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の1を次のように改める。

1 使用料

長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)に基づく受講料

別表の2の(22)中「長野県木材業者及び製材業者登録条例(昭和28年長野県条例第66号)」を「屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する手数料の取扱い)

5 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第17号)附則第2項に規定する手数料は、条例第2条本文に規定する知事が定める手数料とする。

第2条 長野県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

別表の2の(13)を削り、同2の(14)を同2の(13)とし、同2の(15)から(26)までを1ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

会計局

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則(平成3年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の1 文書又は図画の項中「70円」を「20円」に改め、同表の2 電磁的記録の項中「150円」を「120円」に、「200円」を「140円」に、「90円」を「70円」に、「220円」を「90円」に改める。

(教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則(平成13年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表の1 文書又は図画の項中「70円」を「20円」に改め、同表の2 電磁的記録の項中「150円」を「120円」に、「200円」を「140円」に、「90円」を「70円」に、「220円」を「90円」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育振興課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中「小県郡真田町立菅平小学校」を「上田市立菅平小学校」に、「下伊那郡浪合村立浪合小学校」を「下伊那郡阿智村立浪合小学校」に、

「下伊那郡南信濃村立和田小学校」を「飯田市立和田小学校」に、「木曾郡開田村立開田小学校」を「木曾郡木曾町立開田小学校」に、

「北安曇郡美麻村立美麻小学校 北安曇郡小谷村立北小谷小学校 北安曇郡小谷村立中土小学校」を

「大町市立美麻小学校」に、「小県郡真田町立菅平中学校」を「上田市立菅平中学校」に、「下伊那郡浪合村立浪合中学校」を「下伊那郡阿智村立浪合中学校」に、

「下伊那郡南信濃村立遠山中学校 下伊那郡南信濃村立南信濃村学校給食センター」を

「飯田市立遠山中学校 飯田市立南信濃給食センター」に、

「木曾郡開田村立開田中学校」を「木曾郡木曾町立開田中学校」に、

「北安曇郡美麻村立美麻中学校 長野市立大岡中学校」を

「大町市立美麻中学校 長野市立大岡中学校 長野市大岡学校給食共同調理場」に改め、同表の2級の項中

「下伊那郡上村立上村小学校」を「飯田市立上村小学校」に、「下伊那郡上村立上村中学校」を

「飯田市立上村中学校 飯田市立上村共同調理場」に改め、同表の備考を削る。

別表第2中「北安曇郡小谷村立南小谷小学校」を

「北安曇郡小谷村立小谷小学校 北安曇郡小谷村学校給食共同調理場」に、

「長野市立鬼無里小中学校給食共同調理場」を「長野市鬼無里学校給食共同調理場」に、

「北安曇郡八坂村立八坂中学校 北安曇郡小谷村立小谷中学校」を

「北安曇郡小谷村立小谷中学校 大町市立八坂中学校」に改め、同表の備考を削る。

別表第3中「北安曇郡八坂村立八坂小学校 北安曇郡八坂村立八坂村学校給食共同調理場」を

「大町市立八坂小学校 大町市八坂学校給食共同調理場」に、

「長野市立戸隠小学校宝光社分校
長野市立柵小学校」を

「長野市立戸隠小学校」に改め、同表の備考を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

義務教育課

警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第5号

警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

警察署協議会運営規則（平成13年長野県公安委員会規則第5号）

の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(定数の特例)

2 平成18年4月1日から平成19年5月31日までの間における別表の規定の適用については、同表の長野県飯田警察署協議会の項中「15」とあるのは「17」と、同表の長野県阿南警察署協議会の項中「7」とあるのは「5」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

総務課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第6号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の19の飯田市千代警察官駐在所の項の次に次のように加える。

飯田市上村警察官駐在所	飯田市上村	飯田市上村
飯田市南信濃警察官駐在所	飯田市南信濃和田	飯田市南信濃和田 南信濃八重河内 南信濃南和田 南信濃木沢

別表第2の20の下条村警察官駐在所の項を次のように改める。

下条村警察官駐在所	下条村睦沢	下条村
-----------	-------	-----

別表第2の20の天竜村警察官駐在所の項から飯田市上村警察官駐在所の項までを次のように改める。

天龍村警察官駐在所	天龍村大字平岡	天龍村
-----------	---------	-----

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第7号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区分	警 察 官						事務吏員、技術吏員及びその他の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
長野県警察本部	68	109	321	226	132	856	265	1,121
長野県警察学校	2	3	9			14	4	18
警察署	48	136	633	769	793	2,379	190	2,569
初任科生					100	100		100
合 計	118	248	963	995	1,025	3,349	459	3,808

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

警務課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第8号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表の道路標識等による交通の規制のうち、停車及び駐車禁止に係るものの項中

「(2) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両」を

「(2) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
(3) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両」に、

「(3)を「(4)」に改め、同表の道路標識等による交通の規制のうち、通行の禁止、駐車禁止又は時間制限駐車区間に係るものの中で「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に、

「(4) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両(駐車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間において駐車する場合に限る。)」を

「(4) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
(5) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両(駐車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間において駐車する場合に限る。)」に、

「(5)を「(6)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に改める。

第2条の2中「同項の表の右欄の(10)のエ」を「同項の表の右欄の(11)のエ」に改める。

第22条第1号中「踊屋台」を「踊り屋台」に改め、同条第2号中「ロケーション」を「ロケーション」に改め、同条第3号中「、その他」を「その他」に改め、同条第4号中「テレビジョン」を「テレビジョン」に改め、同条第6号中「、その他」を「その他」に改め、同条第8号中「寄付」を「寄附」に改め、同条第9号中「交通ひんぱん」を「交通頻繁」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 道路において、ロボットの歩行又は移動を伴う実証実験をすること。

第33条第1項第2号を次のように改める。

(2) 日曜日に提出する運転免許証記載事項変更届

第33条第2項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(1) 国外運転免許証交付申請書

第33条第3項中「(優良運転者が提出するものに限る。)」を「又は届出書」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 優良運転者が提出する運転免許証更新申請書

第33条第3項第2号中「第30条第1項」を「優良運転者が提出する第30条第1項」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 運転免許証記載事項変更届

(4) 国外運転免許証交付申請書

別表の県道松本環状高家線の項を次のように改める。

県道塩尻鍋割穂高線	東筑摩郡山形村1579番3地先から東筑摩郡山形村道東2号線との交差点まで
県道松本環状高家線	一般国道19号との交差点(松本市大字芳川村井町686番2地先)から松本市大字神林南荒井2722番9地先まで
	松本市道5267号線との交差点(松本市大字芳川村井町34番10地先)から松本市道7186号線との交差点まで
	一般国道158号との交差点から県道大野田梓橋停車場線との交差点(松本市梓川俵578番8地先)まで
県道諏訪辰野線	諏訪市道255号線との交差点から県道諏訪湖四賀線との交差点まで

別表の県道長野須坂インター線の項中「県道三才大豆島中御所線」を「須坂市道21号線」に改め、「(長野市大字北長池字牧田278番の1地先)」を削り、同表の県道伊那インター西箕輪線の項の次に次のように加える。

県道諏訪湖四賀線	県道諏訪辰野線との交差点から県道神宮寺諏訪線との交差点(諏訪市大字四賀字庄ノ田通2331番2地先)まで
----------	---

別表の松本市道3546号線の項の次に次のように加える。

松本市道5267号線	県道松本空港塩尻北インター線との交差点から県道松本環状高家線との交差点(松本市大字芳川村井町34番10地先)まで
------------	--

別表の松本市道6501号線の項の次に次のように加える。

松本市道7186号線	県道松本環状高家線との交差点から松本市大字今井6180番2地先まで
------------	-----------------------------------

別表の岡谷市道今井通り線の項の次に次のように加える。

諏訪市道255号線	県道諏訪辰野線との交差点から県道岡谷辰野線との交差点(諏訪市大字豊田字龍海2414番10地先)まで
-----------	---

須坂市道21号線	県道長野須坂インター線との交差点から一般国道406号との交差点まで
----------	-----------------------------------

別表の上伊那郡箕輪町道1号線の項の次に次のように加える。

上伊那郡南箕輪村道10号線	県道伊那箕輪線との交差点から県道伊那インター西箕輪線との交差点まで
---------------	-----------------------------------

別表の上伊那郡南箕輪村道3134号線の項の次に次のように加える。

東筑摩郡山形村道東2号線	東筑摩郡山形村1848番2地先から県道塩尻鍋割穂高線との交差点まで
--------------	-----------------------------------

様式第23号の2中

免許課処理欄

を

センター処理欄

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2条の2の改正規定は、同年6月1日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の日前に県道塩尻鍋割穂高線、県道松本環状高家線(松本市道5267号線との交差点(松本市大字芳川村井町34番10地先)から松本市道7186号線との交差点までの区間に限る。)、県道諏訪辰野線、県道長野須坂インター線(県道三才大豆島中御所線との交差点から須坂市道21号線との交差点までの区間に限る。)、県道諏訪湖四賀線、松本市道5267号線、松本市道7186号線、諏訪市道255号線、須坂市道21号線、上伊那郡南箕輪村道10号線又は東筑摩郡山形村道東2号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。